

# 公社等外郭団体における不適正経理処理額の取扱について

平成 22 年 8 月 27 日  
総務部 総務課  
043-223-4456

公社等外郭団体のうち 16 団体において、76,525 千円の不適正経理が認められた旨、本年 5 月に報告しましたが、その後、県議会におけるご議論などを踏まえ、不突合額部分に係る不適正経理処理額（以下「不適正額」という。）の推計を行いました。

その結果、不突合部分に係る推定額は 66,896 千円と推計され、5 月の調査額を加えた不適正額は 143,421 千円となりました。

県支出金（県補助事業及び委託事業）に係る団体からの返還につきましては、不適正額と県支出金との関係を個別に精査した結果、4,514 千円と算定されました。

なお、国庫補助金の返還については、今後、国と協議いたします。

今後は、各団体との協議を経て、各団体から県への返還を進めるとともに、県による指導・監督を強化し、二度と不適正な経理処理が発生することのないよう、万全を期してまいります。

## 1 不突合額に係る不適正額の推計

### (1) 考え方

原則として、県における全庁調査方式と同様とする。

具体的には、団体ごとに、各年度の不突合額に、当該年度の突合額に占める不適正額の割合を乗じて各年度の不適正額を推計する。

ただし、業者帳簿の未提出や支出伝票の廃棄などの理由により、不突合率が大きくなっている年度が認められる団体にあつては、団体ごとの個別事情を考慮のうえ、算定することとする。

(2) 算定結果 (16 団体計)

ア 不突合額

429,720 千円 (調査対象額 759,436 千円)

イ 不突合額に係る不適正額の推定額

66,896 千円

ウ 推定額を加えた不適正額

5月の調査額 今回の推定額  
143,421 千円 (76,525 千円 + 66,896 千円)

表 1 [不突合に係る不適正額の推計結果]

(単位:千円)

No.	団体名	調査対象額①	突合額②	不適正額 (納品ベース) ③	不突合額④ (①-②)	推定額⑤	推定額を加えた不適正額 (③+⑤)
1	(福)千葉県身体障害者福祉事業団	167,566	19,231	1,186	148,335	3,351	4,537
2	(福)千葉県社会福祉事業団	46,799	35,173	21,819	11,626	6,386	28,205
3	(財)千葉県環境財団	16,856	10,747	1,097	6,109	305	1,402
4	(財)千葉県文化振興財団	29,387	11,391	8,976	17,996	4,557	13,533
5	(財)千葉県産業振興センター	106,920	21,723	11,032	85,197	36,532	47,564
6	(財)かずさティール・エヌ・エー研究所	30,307	30,038	11,704	269	24	11,728
7	(株)かずさアカデミアパーク	3,367	3,367	60	0	0	60
8	(財)千葉県観光公社	20,868	19,859	355	1,009	2	357
9	(財)ちば国際コンベンションビューロー	8,103	6,354	1,864	1,749	566	2,430
10	(財)千葉県勝浦海中公園センター	4,520	4,513	391	7	1	392
11	(財)千葉県水産振興公社	1,412	323	1,028	1,089	796	1,824
12	(財)千葉県まちづくり公社	66,189	39,337	7,926	26,852	4,683	12,609
13	(財)千葉県建設技術センター	43,816	43,816	1,549	0	0	1,549
14	千葉県道路公社	35,263	12,467	336	22,796	773	1,109
15	(財)千葉県下水道公社	22,290	15,390	38	6,900	27	65
16	(財)千葉県教育振興財団	155,773	55,987	7,164	99,786	8,893	16,057
合計		759,436	329,716	76,525	429,720	66,896	143,421

## 2 県支出金の返還

### (1) 基本的考え方

ア 公社等外郭団体に対する県支出金については、公社等外郭団体が、県行政を推進する上で県の業務執行に係る補完的な役割を担うために支出するものであることから、不適正な経理処理により効率的な事務執行を妨げられたと想定される額について返還を求める。

具体的には、適正な経理処理が行われていれば、b、c分類に該当する部分については一定程度(10%)の節減が可能であったものとみなし、この相当額について返還を求める。

イ 返還額の算定にあたっては、推定額を含む不適正額全体を対象とする。

### (2) 返還額の算定

推定額を加えた不適正額全体に占める県支出金の額を算出し、ここからa分類を除いたb、c分類に該当する額の10%を、県への返還額とする。

※ a、b、c分類以外に、千葉県道路公社にf分類があるが、これは自主事業に係るものである。

### (3) 返還予定額

14 団体 4,514 千円

### (4) 県への返還方法

原則として22年度内の一括返還とする。

ただし、返還額が多額であり、一括返還により団体の経営に影響を及ぼすと認められる場合は分割返還も可能とする。

表2〔県支出金の返還〕

(単位:千円)

No.	団体名	推定額を加えた 不適正額(注1)	左に占める県支出金 の額(注2)	左からa分類を除 いた額①	県への返還額 (①×10%)
1	(福)千葉県身体障害者福祉事業団	4,537	1,600	560	56
2	(福)千葉県社会福祉事業団	28,205	15,487	10,211	1,021
3	(財)千葉県環境財団	1,402	579	44	4
4	(財)千葉県文化振興財団	13,533	2,207	2,119	212
5	(財)千葉県産業振興センター	47,564	15,254	14,481	1,448
6	(財)かずさティール・エヌ・イー研究所	11,728	6,092	4,517	452
7	(株)かずさアカデミアパーク	60	0	0	0
8	(財)千葉県観光公社	357	80	80	8
9	(財)ちば国際コンベンションビューロー	2,430	1,484	504	50
10	(財)千葉県勝浦海中公園センター	392	215	7	1
11	(財)千葉県水産振興公社	1,824	0	0	0
12	(財)千葉県まちづくり公社	12,609	11,446	8,809	881
13	(財)千葉県建設技術センター	1,549	459	9	1
14	千葉県道路公社	1,109	254	251	25
15	(財)千葉県下水道公社	65	65	12	1
16	(財)千葉県教育振興財団	16,057	5,521	3,539	354
合 計		143,421	60,743	45,143	4,514

(注1) 納品ベース

(注2) 支出ベースの集計額から事業費の比例配分により算出

### 3 団体職員による団体への返還

団体職員の団体への返還対象額及び役職員の負担のあり方については、各団体ごとに、組織体制、経理方式及び返還金の額などが県とは異なることを踏まえつつ、県における取扱いに準じて、各団体において判断する。

### 4 国庫補助金の返還

国庫補助事業については、今後、国と協議を行う。

### 5 業者プール金の返還

業者プール金については、各団体において、当該業者から各団体への速やかな返還を進め、解消を図る。

### 6 改善策・再発防止策

不適正な経理処理が確認された団体に対して、改善策・再発防止策及びその取組状況について報告を求める。